

市職員の懲戒処分の公表について

市では懲戒処分等の公表基準を定め、地方公務員法の規定に違反する行為により職員の懲戒処分（戒告、減給、停職又は免職）を行った場合は、年2回（4月から9月まで、10月から翌年3月まで）に分けて公表することとしています。

令和7年10月から令和8年3月までの間に、次のとおり職員の懲戒処分を行いましたので、その内容を公表します。

	被処分者の 職位等	処分内容	処分事由
事案1	技能労務職 40歳代	停職2か月	病気休暇の虚偽申請や病気休暇中に療養に専念せず飲酒や遊興を繰り返すなどの非違行為を行ったもの。
事案2	主任級 50歳代	停職2か月	請求書処理の怠慢による支払遅延及び不適切な対応を行い、過去に同種事案による懲戒処分を受けていたにもかかわらず再び同様の行為を行ったもの。
事案3	係長級 50歳代	停職1か月	勤務時間中の長時間離席の反復及び書類紛失による不適正な事務処理を行い、過去に懲戒処分を受けていたにもかかわらず再び同様の行為を行ったもの。
事案4	課長補佐級 50歳代	減給10分の1 (6か月)	正当な理由のない欠勤、事務処理の遅滞等があったもの。
事案5	主任級 30歳代	減給10分の1 (6か月)	パワーハラスメント行為を行ったもの。
事案6	部長級 50歳代	減給10分の1 (2か月)	パワーハラスメント行為を行ったもの。